新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事務事業

市民生活部

背景・目的

市民課

国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国において新型コロナ感染症緊急経済対策が閣議決定 (令和2年4月20日)され、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があるものとして、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものとして、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることとなったもの。

事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大による全国緊急事態宣言を受け、全国全ての人々に可能な限り迅速に1人当たり10万円の給付金を届け家計への支援を行う事業であり、令和2年4月27日に上天草市住民基本台帳に記載されている人を対象(令和2年4月1日現在:26,432人)として給付金を届ける事業。

予算概要

1	会計年度任	1田職品	450 元川	(5夕)
	云武平尽气	口出地具		しりわし

3.683 千円

② 職員時間外手当

1,440 千円

③ 需用費(消耗品費、印刷製本費、修繕費)

3,236 千円

④ 役務費 (郵便料等)

2,927 千円

⑤ 委託料(システム改修委託料)

1,980 千円

⑥ 特別定額給付金

2.643.200 千円

専決総額 2,656,466千円

スケジュール

- · R2.4月 料金別納郵便局協議
- ・ 事業実施に係るシステム改修
- · R2.5月 申請書発送準備(宛名確認、封入)
- · R2.6月 申請書類発送
 - 申請書受付及び振込処理
 - ※ 申請期限については、郵送申請方式の給付受付 開始日から3ヶ月以内。